

中央北極海公海無規制漁業防止協定 第2回締約国会合の結果について

1 中央北極海公海無規制漁業防止協定

中央北極海の公海部分全体における規制されていない漁獲を防止することを目的とした国際協定。

締約国は北極海沿岸 5か国（米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマーク）に主要関心漁業国・機関（日本、中国、韓国、アイスランド、ＥＵ）を加えた全 10 か国・機関。

2 日時・場所

6月12日（月）から14日（水）まで、仁川（韓国）で開催。

3 我が国出席者

森下農林水産省顧問（我が国代表）ほか、水産庁及び外務省の関係者。

4 結果

- (1) 協定発効から2年以内（今月まで）を策定の期限とする共同科学調査・モニタリング計画の骨子が採択された。
- (2) 協定発効から3年以内（来年6月まで）に策定する必要がある開発（試験）操業に係る保存管理措置に関する策定工程が合意された。
- (3) 第3回締約国会合を来年6月に韓国で開催することとなった。